秩父消防本部消防救急デジタル無線設備整備事業に係る不法行為による 損害賠償請求訴訟の和解について

当組合では、平成25年6月28日に実施した「消防救急デジタル無線設備整備事業」 に係る一般競争入札において、株式会社富士通ゼネラルを含む5社の談合により、受注 調整が行われ(平成29年2月2日公正取引委員会から出された排除措置命令)、課徴 金納付命令の対象となった5社と入札に参加した2社を加えた7社に対し、行政機関と して適切な措置を行うため、令和2年7月15日に東京地方裁判所民事部へ訴えを提起 しておりました。令和6年8月1日に東京地方裁判所民事部から発出された和解勧告を 受け、令和6年11月15日秩父広域市町村圏組合議会の承認を得て、令和6年11月 19日に行われた裁判において、和解が成立しましたのでお知らせいたします。

記

1 当事者

原告 秩父広域市町村圏組合 被告 株式会社富士通ゼネラル 日本電気株式会社 沖電気工業株式会社 株式会社日立国際電気 日本無線株式会社 パシフィックシステム株式会社 扶桑電通株式会社

2 和解概要

- (1)被告株式会社富士通ゼネラル(以下「被告富士通ゼネラル」という。)は、原告に対し、原告が平成25年6月28日に実施した業務名「消防救急デジタル無線設備整備事業」に係る入札に関する件についての解決金として金1700万円の支払義務のあることを認める。
- (2)被告富士通ゼネラルは、原告に対し、前項の金員を令和6年12月30日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は振込者の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告らは、本件に関し、原告と被告らとの間には、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上